

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三芳町は、最近の住民基本台帳人口の減少を反映したコーホート要因法による人口推計によると、令和 22 年（2040 年）には 3 万人を切り、令和 42 年（2060 年）には、およそ 2 万人まで人口が減少することが見込まれているが、今後、出生率の向上および社会移動に関する対策を講じることにより、令和 42 年（2060 年）においても 3 万人台の人口を維持することをめざしている。

本町は、古くから農業を主体とした産業を中心として経済発展してきたが、高度経済成長期以降は関越自動車道などの恵まれた交通立地条件を背景に、製造業や物流関連を中心とした企業の進出により発展してきた。

現在、町内の中小企業者数は横ばい、或いは、減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、このような状況を放置すれば、将来、町の産業基盤の消失をまねきかねない。

このような状況の中、町内中小企業における、より生産性の高い設備等の導入・更新を図ることにより、人手不足や後継者不足等への対応や生産性の向上、事業基盤の強化へつなげていくことが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が更なる発展をしていくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、町内において広く事業者の生産性向上を実現する観点から、

町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種について、本町では、農業、製造業、流通業など、多様な業種が町の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることを踏まえ、労働生産性が年平均3%以上に達すると見込まれる事業であれば、広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は、特段の事情がある場合を除き、先端設備等導入計画の認定の対象としない。